

生駒市規則第25号

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則

生駒市中小企業融資規則（平成12年3月生駒市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「6月」を「5年（個人で事業を営んだ後に法人となった場合にあっては、個人で事業を営んだ期間を含む。）」に改め、同項第10号中「事業」を「本市において事業」に改める。

第5条から第7条までを次のように改める。

（融資の申込み）

第5条 融資を受けようとする者は、融資を受けようとする金融機関に、融資を申し込み、当該金融機関が必要と認める書類を提出しなければならない。

（融資の保証の依頼）

第6条 金融機関は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要書類を保証協会へ送付して融資の保証を依頼するものとする。

（融資の保証の決定）

第7条 前条の規定による依頼を受けた保証協会は、融資の保証の決定を行う。

2 保証協会は、前項の決定をしたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

第8条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条から第8条までの規定は、施行日以後に申し込まれる融資について適用し、同日前に改正前の生駒市中小企業融資規則の規定により申請された融資については、なお従前の例による。